

現行「新させぼっ子未来プラン」における「子ども・子育て支援事業計画」の一部見直しについて

1. 趣旨

現在、「佐世保市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域子ども・子育て支援事業を実施しているところであるが、本年10月から同計画に未掲載である「実費徴収に係る補足給付事業」を追加実施するにあたり、当該計画の一部見直しについて意見を聴取するもの。

2. 経緯

本年10月から始まる幼児教育・保育の無償化において、子ども・子育て支援新制度に移行している保育所、幼稚園、認定こども園等に通う3歳から5歳の子どものうち、年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子どもについては副食費が免除（公費負担）されることとなっているが、子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園については、その対象外となっており、それを補完する事業として「実費徴収に係る補足給付事業」の改正（拡充）が国から示されているところである。

そこで、利用する施設の違いによって保護者の負担に差が生じることが無いよう、本市においても当該事業を実施することとしたい。

《改正（拡充）の内容》

・幼児教育・保育の無償化の制度開始に伴い、新制度未移行の幼稚園を利用する場合に徴収される副食費についても、低所得世帯等の負担軽減を図る観点から、新制度幼稚園を利用し公定価格内で副食費の徴収が免除される対象と同等の世帯について、その費用の負担軽減を行うもの。

3. 「実費徴収に係る補足給付事業」の概要

各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている、以下の費用について低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。[詳細は別紙のとおり]

①食事の提供に要する費用（副食費） ②日用品、文房具等の購入に要する費用

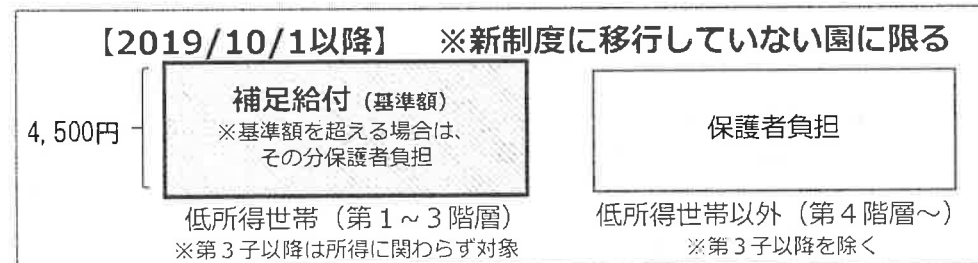
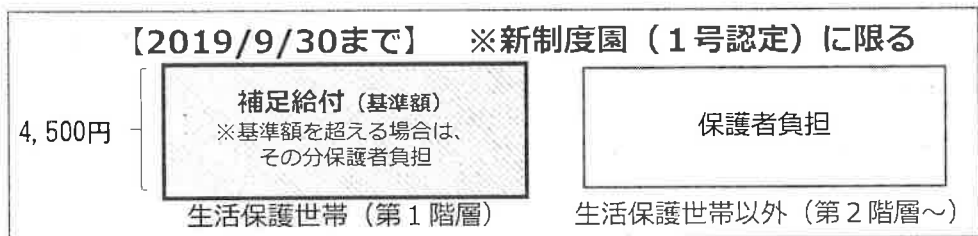
※今回、佐世保市では上記①の事項の実施を検討している。

副食費の施設による徴収に係る補足給付事業について

1. 事業概要

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①**食事の提供に要する費用**及び②**日用品、文房具等の購入に要する費用**等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。

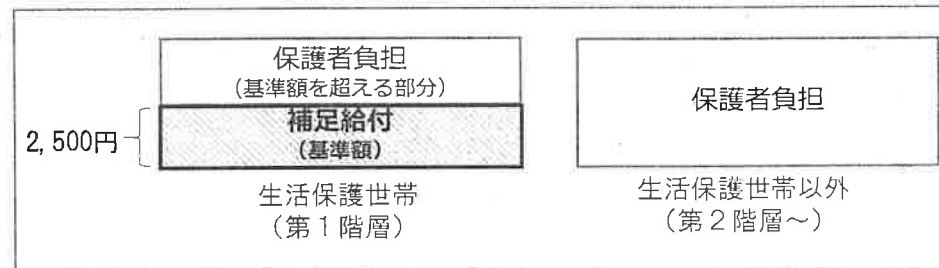
①給食費（副食材料費）



※2019/10/1以降における新制度園（1号認定）の副食費については、公定価格で対応予定
 ※特別支援学校幼稚園については、特別支援教育就学奨励費補助制度があるため対象外

【変更なし】

②教材費・行事費等（給食費以外）



3. 市町村における補足給付事業実施の考え方

- ・「実費徴収に係る補足給付事業」は、地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定。
- ・事業の対象（2019年10月～）は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。なお、給食の実施方法は問わない（外部搬入も対象。家から持参するお弁当は給食に該当しないため対象外）。

2. 実施主体等

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

<令和元年度補助単価（1人当たり月額）>

①給食費（副食材料費）	4,500円
②教材費・行事費等（給食費以外）	2,500円

<実績（平成29年度）>

①給食費（副食材料費）

1号認定：388か所、832人

②教材費・行事費等

1号認定：558か所、799人

2号認定：3,373か所、7,652人

3号認定：2,381か所、3,035人

※か所数については重複あり